

試薬に関連する法規制の動き（平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日）

ページ

1. 化審法関連の改正	1
2. 化管法（PRTR 法）関連の改正	4
3. 安衛法関連の改正	4
4. 毒劇法関連の改正	10
5. 薬事法関連の改正	10
6. 麻向法関連の改正	12
7. 水質汚濁防止法関連の改正	12
8. 下水道法関連の改正	13
9. 危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）関連の改正	13
10. 食品衛生法関連の改正	13

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「新規化学物質」の告示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 5 号（平成 24 年 7 月 31 日付官報）により、「新規化学物質」の名称が新たに告示された。
（通し番号 6300～6508/209 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro20120731.pdf>]

（注）平成 25 年 2 月 21 日付官報第 5990 号により一部訂正があった。（通し番号 6415, 6417/2 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/seigo20130221.pdf>]

1-2. 「監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号（平成 24 年 3 月 22 日付官報）により、次の物質が「監視化学物質」に指定された。（1 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/kanshi20120322.pdf>]

通し番号	名 称	整理番号
39	(α -ジフルオロメチル)- ω -(ジフルオロメトキシ)ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)] (分子量が 500 以上 700 以下のものに限る。)	(6)-1849

1-3. 「優先評価化学物質」の指定

（1）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 2 号（平成 24 年 3 月 22 日付官報）により、次の物質が「優先評価化学物質」に指定された。（8 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/yuusen20120322.pdf>]

通し番号	名 称	整理番号
89	過酸化水素	(1)-419
90	メタノール	(2)-201
91	ジエタノールアミン	(2)-302、(2)-354
92	過酢酸	(2)-689
93	無水酢酸	(2)-690
94	アクリル酸	(2)-984
95	クロロ酢酸ナトリウム	(2)-1146
96	シクロヘキサン	(3)-2233

(2) 厚生労働省・経済産業省・環境省告示第6号（平成24年12月21日付官報）により、次の物質が「優先評価化学物質」に指定された。(43物質)
(製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/yuusen20121221.pdf>])

通し番号	名 称	整理番号
97	ヒドロキシルアミン	(1)-375
98	エチルアミン	(2)-130
99	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン	(2)-158
100	N-メチルジデカン-1-イルアミン	(2)-176
101	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	(2)-198
102	イソプロピルアルコール	(2)-207
103	1-オクタノール	(2)-217
104	1-ドデカノール	(2)-217
105	エチレングリコール	(2)-230
106	プロパン-1,2-ジオール	(2)-234
107	2-アミノエタノール	(2)-301
108	トリエタノールアミン	(2)-308
109	2-ブトキシエタノール	(2)-407、(2)-2424
110	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール	(2)-422
111	イソブチルアルデヒド	(2)-494
112	グリオキサール	(2)-510
113	アクロレイン	(2)-521
114	アセトン	(2)-542
115	メチルエチルケトン	(2)-542
116	メチルイソブチルケトン	(2)-542
117	ギ酸	(2)-670

118	2-ブトキシエチル=アセタート	(2)-740
119	クロロ酢酸	(2)-1145
120	トリナトリウム=2,2',2''-ニトリロトリアセタート	(2)-1277
121	2-[(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート	(2)-1291、(2)-2707
122	硫酸ジメチル	(2)-1673
123	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル) ジホスホン酸	(2)-2936
124	1-ブタノール	(2)-3049
125	キシレン	(3)-3、(3)-60
126	クメン	(3)-22
127	o-クレゾール	(3)-499、(4)-57
128	安息香酸ベンジル	(3)-1389
129	1,3-ジイソシアナト (メチル) ベンゼン	(3)-2214
130	(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン (別名 d-リモネン)	(3)-2245
131	シクロヘキサノン	(3)-2376
132	3,5,5-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-オン	(3)-2381、(3)-2389
133	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) ブタ-3-エン-2-オン	(3)-2387
134	3-(4-tert-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール	(3)-2667
135	テトラヒドロフラン	(5)-53
136	N-メチル-2-ピロリドン	(5)-113
137	1,3,5-トリクロロ-1,3,5-トリアジナン-2,4,6-トリオン	(5)-1044
138	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名フルオレスセント-260)	(5)-2742
139	(T-4)-ビス [2-(チオキソ-κS) -ピリジン-1 (2H) -オラト-κO] 亜鉛(II)	(5)-3725、(9)-1110

1-4. 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号（平成24年3月23日付官報）により、「優先評価化学物質」の指定を取消した。（1物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/yuusen_torikeshi20120323.pdf）

通し番号	名称	整理番号
44	2-メチルプロパン-2-オール（別名：tert-ブチルアルコール）	(2)-3049

1-5. 「届出不要物質」の公表

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号（平成24年3月22日付官報）により、「化審法 第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」（届出不要物質）が公表された。（1661物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede/todokedefuyou01.html）

1-6. 「新規化学物質」の名称の共通化

厚生労働省化学物質評価室・厚生労働省化学物質安全対策室・経済産業省化学物質安全室・環境省化学物質審査室（平成 24 年 12 月 28 日付）から「安衛法」及び「化審法」に基づく「新規化学物質」の名称を共通化する旨のお知らせがあった。（実施日：平成 25 年 4 月 1 日以降の届出物質より）
（経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/report/name_keisai.pdf]

2. 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）関連の改正

2-1. 「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」への対応

経済産業省令第 36 号（平成 24 年 4 月 20 日付官報）により、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」及び「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」が改正された。

今回の改正は、化学物質の有害性に関する情報や取扱方法の伝達について、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」への対応の推進を目的としたもので、主な改正点は以下の通り。

- (1) 化管法に基づく SDS 制度で提供しなければならない情報を GHS に対応する 16 項目とするとともに、当該項目の記載方法について、JIS Z 7253 により行うことを努力義務化。
- (2) 化管法に基づき提供すべき指定化学物質等の性状及び取扱い情報について、新たにラベル表示による情報提供を JIS Z 7253 により行うことを努力義務化。

化学物質管理指針第 4 に、事業者が講ずべき措置として、JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを追加。

（施行日：平成 24 年 6 月 1 日、但し省令で定める一部混合物等は平成 27 年 4 月 1 日）

（経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_3.html]

3. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

3-1. 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

基発 1211 第 2 号 厚生労働省労働基準局長通達（平成 24 年 12 月 11 日付）により、変異原性物質の追加、除外及び指針の改正があった。

（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-75-1-0.htm>]

- (1) 「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」について以下の項が改正された。

改正前	改正後
5 危険有害性等の表示について 「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」（平成 4 年労働省告示第 60 号）に基づき、変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合には化学物質等安全データシートを交付し、容器、包装等にラベル表示を行う等の措置を講ずること。	5 危険有害性等の表示、通知等について 変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

(2) 次に示す物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるよう周知された。

【変異原性が認められた届出物質】(36物質)

番号	名称公表通し番号	名称
1	20474	2-アミノ-4-(4-アミノフェニル)チオフェン-3-カルボニトリル
2	20488	2-[1-(4-アミノフェニル)エチリデン] マロノニトリル
3	20503	安息香酸=(2R)-5-オキソ-5,6-ジヒドロ-2H-ピラン-2-イル
4	20512	5-エチル-3,7-ジオキサ-1-アザビシクロ [3.3.0] オクタン
5	20551	2-クロロ-3-オキソヘキサン酸エチル
6	20557	7-(4-クロロブトキシ)キノリン-2(1H)-オン
7	20635	1,4-ビス(2,3-エポキシプロポキシメチル)シクロヘキサン
8	20648	6-ヒドロキシ-2H-ピラン-3(6H)-オン
9	20661	ブタン酸=(R)-(-)-2,3-エポキシプロピル
10	20662	ブタン酸=(S)-(+)-2,3-エポキシプロピル
11	20769	4-(4-アミノ-3-クロロフェノキシ)-7-メトキシキノリン-6-カルボキサミド
12	20779	5-アミノ-1-フェニルピラゾール-4-カルボン酸メチル
13	20824	(2,2'-オキシジエタノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応生成物)と2-ヒドロキシチオキサンテン-9-オンの反応生成物
14	20841	1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと1-(4-ヒドロキシフェニル)エタン-1-オンと4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒドとメタノールの反応生成物
15	20903	1,3-ジクロロ-2-ニトロソベンゼン
16	20932	2,2-ジメチルプロパン酸=(1R)-3-クロロ-1-メチル-2-オキソプロピル
17	20946	炭酸=1-クロロエチル=メチル
18	20975	4-ニトロ安息香酸=4-ニトロフェニル
19	21031	4-(2-ブロモアセチル)ベンゾニトリル
20	21115	6-アミノ-5-(2-ヒドロキシ-4-ニトロフェニルジアゼニル)-N-メチルナフタレン-2-スルホンアミドと5-ジエチルアミノ-5'-ニトロ-2,2'-(ジアゼンジイル)ジフェノールと水酸化ナトリウムと硫酸コバルトの反応生成物
21	21131	[イソプレンと(過酸化水素とシクロヘキサノンとメタノールの混合物を硫酸鉄(II)と反応させて得られるアルキルラジカル)の反応生成物をケン化、酸分解して得られる生成物]と2-(クロロメチル)オキシランの反応生成物
22	21134	3-(エチリデンヒドラジノ)-N,N-ジメチルプロパンアミド
23	21185	2,4-ジクロロ-1,3-ジニトロ-5-トリフルオロメチルベンゼン(主成分)と2,3,4-トリクロロ-1-ニトロ-5-トリフルオロメチルベンゼンの混合物

24	21194	2,4-ジニトロ-1-テトラデシルオキシベンゼン
25	21229	テトラアンミン白金(II)ジクロリド
26	21230	テトラアンミン白金(II)水酸塩
27	21275	3-ヒドラジノ-N,N-ジメチルプロパンアミド
28	21337	2-メチルナフト [2,1-b] フラン-1(2H)-オン
29	21338	2-メチルナフト [2,1-b] フラン-1(2H)-オン オキシム
30	21339	2-メチルナフト [2,1-b] フラン-1(2H)-オン O-トシルオキシム
31	21372	2-アミノ-6- [2-(ヒドロキシスルホニルオキシ)エチルスルホニル] ナフタレン-1-スルホン酸と 4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン-2,7-ジスルホン酸と 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジンと硫酸=水素=2- [3-(エチルアミノ)フェニルスルホニル] エチルの反応生成物のカリウム又はナトリウム塩
32	21390	インデン・フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物と 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応生成物
33	21398	1,1'-(エチレン)ビス(1,2,3,3a,7a-η-インデニル)ジルコニウムジクロリドと塩化リチウムの混合物
34	21468	1,2-ジフルオロ-3- [(4-フルオロ-2-メトキシ-5-ニトロフェノキシ)メチル] -4-メトキシベンゼン
35	21517	2,3,4,5-テトラメチルシクロペンタ-2,4-ジエン-1-イルリチウム
36	21585	5- {2- [1H-ベンゾイミダゾール-2(3H)-イリデン] -3-(2,5-ジフルオロフェニル)-3-オキソプロパノイル} -2-フルオロベンゼン-1-スルニル=クロリド

【変異原性が認められた既存化学物質】(1物質)

番号	名称公表通し番号	名称
1	15701	(±)-1,1'-(エチレン)ビス(1,2,3,3a,7a-η-1H-インデニル)ジフェノキシジルコニウム(IV)

(3) 次に示す物質が変異原性物質から除外された。

【除外された届出物質】(1物質)

番号	名称公表通し番号	名称
1	19721	2,2'-ビス(ブチルスルホニルオキシイミノ)-2,2'-(ベンゼン-1,3-ジイル)ビス(アセトニトリル)

【除外された既存化学物質】(1物質)

番号	官報公示整理番号	名称
1	(3)-133 (化)	ジフェニルアミン

3-2. 「新規化学物質」の名称の公表

(1) 厚生労働省告示第166号(平成24年3月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。(通し番号20734~21077/344件)

(注: 通し番号21045~21077(33件)の「新規化学物質」は平成24年6月4日付官報第5813号の正誤表により追加された。)

(厚生労働省ホームページ参照 [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201203kag_new.htm])

- (2) 厚生労働省告示第 407 号 (平成 24 年 6 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 21078～21349/272 件)
(厚生労働省ホームページ参照 [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201206kag_new.htm])
- (3) 厚生労働省告示第 522 号 (平成 24 年 9 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 21350～21603/254 件)
(厚生労働省ホームページ参照 [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201209kag_new.htm])
- (4) 厚生労働省告示第 594 号 (平成 24 年 12 月 27 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号 21604～21893/290 件)
(厚生労働省ホームページ参照 [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201212kag_new.htm])

3-3. 「新規化学物質」の名称の改正

- (1) 厚生労働省告示第 197 号 (平成 24 年 3 月 30 日付官報) により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称の一部が改正された。
- ① 改正された新規化学物質：51 品目
② 削除された新規化学物質：4 品目
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-127-1-0.htm>])

3-4. 「新規化学物質」の名称の共通化

厚生労働省化学物質評価室・厚生労働省化学物質安全対策室・経済産業省化学物質安全室・環境省化学物質審査室 (平成 24 年 12 月 28 日付) から「安衛法」及び「化審法」に基づく「新規化学物質」の名称を共通化する旨のお知らせがあった。(実施日：平成 25 年 4 月 1 日以降の届出物質より)
(経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/report/name_keisai.pdf])

3-5. 「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し

- (1) 厚生労働省告示第 603 号 (平成 24 年 12 月 28 日付官報) により、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第 95 条の 6) の対象物質が下表の 17 物質 (右欄の含有量を除く) に見直された。(適用日：平成 25 年 1 月 1 日)
- 事業者は、平成 25 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量 (当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。) が 500kg 以上になる場合は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに有害物ばく露作業報告を行わなければならない。
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-243-1-0.htm>])

コード	物	含有量 (重量パーセント)
152	カーボンブラック	0.1 パーセント未満
153	クロロホルム	0.1 パーセント未満
154	四塩化炭素	0.1 パーセント未満
155	一・四 - ジオキサン	0.1 パーセント未満
156	一・二 - ジクロロエタン	0.1 パーセント未満

157	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	0.1パーセント未満
158	ジボラン	1パーセント未満
159	N・N-ジメチルホルムアミド	0.1パーセント未満
160	スチレン	0.1パーセント未満
161	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	0.1パーセント未満
162	一・一・一トリクロロエタン	0.1パーセント未満
163	トリクロロエチレン	0.1パーセント未満
164	パラクロロアニリン	0.1パーセント未満
165	パラニトロクロロベンゼン	0.1パーセント未満
166	ビフェニル	1パーセント未満
167	ニープテナール	0.1パーセント未満
168	メチルイソブチルケトン	1パーセント未満

3-6. 労働安全衛生規則の改正

(1) 厚生労働省告示第9号(平成24年1月27日付官報)により、労働安全衛生規則の一部が改正され、下記の事項が努力義務となった。

① 機械に関する危険性等の通知

② 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示及び通知

また、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、厚生労働省告示第133号(平成24年3月16日付官報)により化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成27年労働省告示第60号)が改正された。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-220-1-0.htm>])

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-229-1-0.htm>])

3-7. 作業環境評価基準の改正

(1) 厚生労働省告示第43号(平成24年2月7日付官報)により、作業環境評価基準の一部が改正された。

(安全衛生情報センターホームページ [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-18/hor1-18-19-1-0.htm>] 参照)

	物の種類	管理濃度
28-2	ベンゾトリクロリド	(新設) 0.05 ppm
5	エチレンイミン	(旧)0.5ppm → (新)0.05ppm
32	硫化水素	(旧)5ppm → (新)1ppm
43	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名:メチルセロソルブ)	(旧)5ppm → (新)0.1ppm
51	酢酸イソペンチル(別名:酢酸イソアミル)	(旧)100ppm → (新)50ppm
55	酢酸ノルマル-ペンチル(別名:酢酸ノルマル-アミル)	(旧)100ppm → (新)50ppm
77	メチルイソブチルケトン	(旧)50ppm → (新)20ppm

3-8. GHS標章等の改正

- (1) 厚生労働省告示第149号（平成24年3月26日付官報）により、GHS標章の一部が改正された。
労働安全衛生法第57条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める標章（平成18年厚生労働省告示第619号）の一部が改正された。
本則中「JIS Z 7251（GHSに基づく化学物質等の表示）」を「JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に改める。
（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-120-1-0.htm>]
- (2) 厚生労働省告示第150号（平成24年3月26日付官報）により、危険有害化学物質が改正された。
労働安全衛生規則第24条の14第1項の厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等は、JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の附属書A（A. 4を除く。）の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。
- (3) 厚生労働省告示第151号（平成24年3月26日付官報）により、GHS標章の一部が改正された。
労働安全衛生規則第24条の14第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章は、JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に定める絵表示とする。

3-9. 労働安全衛生法施行令の改正

- (1) 厚生労働省告示第241号（平成24年9月30日付官報）により、労働安全衛生法施行令の一部が改正された。
「名称等を表示すべき危険物及び有害物」「健康診断を行うべき有害な業務（製造又は取り扱い）」「特定化学物質第2類物質」他に、以下の3物質が追加された。
- ① エチルベンゼン
 - ② インジウム化合物
 - ③ コバルト及びその無機化合物
- （安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-125-1-0.htm>]

3-10. 「労働者の健康障害を防止するための指針」の公表

- (1) 厚生労働省告示第546号（平成24年10月10日付官報）により、次の物質が労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく「労働者の健康障害を防止するための指針」を公表する化学物質に追加された。
- ① 2-アミノ-4-クロロフェノール
 - ② 1-ブロモブタン
- （安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-8/hor1-8-40-1-0.htm>]

3-11. 特定化学物質障害予防規則の改正

- (1) 厚生労働省告示第579号（平成24年12月3日付官報）により、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第38条の7第1項第2号の規定に基づき、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具を定めた。
（安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-63-1-0.htm>]

4. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正

4-1. 毒物／劇物の指定

政令第245号（平成24年9月21日付官報）により、次の物質が毒物／劇物に指定された。

（国立医薬品食品衛生研究所ホームページ参照 [<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H240921/120921tuuchi.pdf>]

（1）毒物の指定（施行日：平成24年10月1日）（猶予期間：平成24年12月31日）

- ① オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- ② 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、50%以下を含有するものを除く。
- ③ 1,1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- ④ トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- ⑤ ヘキサキス（ β , β -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤

（2）劇物の指定（施行日：平成24年10月1日）（猶予期間：平成24年12月31日）

- ① 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- ② 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）50%以下を含有する製剤
- ③ 2,3-ジブプロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤
- ④ 2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
- ⑤ メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

4-2. 毒物／劇物の除外

政令第242号（平成24年9月20日付官報）により、次の物質が毒物／劇物から除外された。

（国立医薬品食品衛生研究所ホームページ参照 [<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H240920/120920tuuchi.pdf>]

（1）毒物から除外（施行日：平成24年9月20日）

- ① ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

（2）劇物から除外（施行日：平成24年9月20日）

- ① 3-ブromo-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤

5. 薬事法関連の改正

5-1. 指定薬物に指定

（1）厚生労働省令第90号（平成24年6月1日付官報）により、次の9物質が「指定薬物」に指定された。（施行日：平成24年7月1日）

（厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H24-01.pdf>]

- ① N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称：APINACA）
- ② N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称：APICA）
- ③ 2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類（通称：Methoxetamine）
- ④ ナフタレン-1-イル [4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル] メタノン及びその塩類（通称：CB-13）
- ⑤ ナフタレン-1-イル [1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル] メタノン及びその塩類（通称：JWH-022）
- ⑥ 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類（通称：3,4-ジメチルメトカチノン）

- ⑦ {1- [(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル] -1H-インドール-3-イル} (ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類 (通称: AM1220)
- ⑧ 2-(2-メトキシフェニル)-1- {1- [(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル] -1H-インドール-3-イル} エタノン及びその塩類 (通称: Cannabipiperidiethanone)
- ⑨ (2-ヨードフェニル) {1- [(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル] -1H-インドール-3-イル} メタノン及びその塩類 (通称: AM2233)

(2) 厚生労働省令第146号(平成24年10月17日付官報)により、次の17物質が「指定薬物」に指定された。(施行日:平成24年11月16日)
(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H24-02.pdf>])

- ① 2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
- ② (2-ヨードフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ③ (2-メトキシフェニル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ④ 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類
- ⑤ (2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑦ 1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑧ (4-メチルナフタレン-1-イル) [1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル] メタノン及びその塩類
- ⑨ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類
- ⑩ (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)(4-プロピルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑪ 2-ベンジルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑫ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑬ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑭ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑮ 5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル]ペンタンニトリル及びその塩類
- ⑯ (2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑰ (4-クロロナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類

(3) 厚生労働省令第159号(平成24年12月17日付官報)により、次の8物質が「指定薬物」に指定され、1物質の医療等の用途が追加された。
(施行日:平成25年1月16日)

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H24-03.pdf>])

[指定薬物に指定]

- ① N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② 1-(1H-インドール-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ③ (4-エチルナフタレン-1-イル)(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ④ 1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑤ 2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
- ⑥ 2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類
- ⑦ 1-(ベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑧ 5-ヨードインダン-2-アミン及びその塩類

[医療等の用途の追加]

・元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

- ① 5-ヨードインダン-2-アミン、その塩類及びこれらを含む物

6. 麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）関連の改正

政令第183号（平成24年7月4日付官報）により、次の物質が「麻薬」に指定された。（施行日：平成24年8月3日）

（厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/h24-0704-01.pdf>]

- ① 1- ナフタレニル（1-ペンチル-1H-インドール-3-イル）メタノン及びその塩類
- ②（1RS, 3SR）-3-[2-ヒドロキシ-4-（2-メチルノナン-2-イル）フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類
- ③ 2-（メチルアミノ）-1-（4-メチルフェニル）プロパン-1-オン及びその塩類
- ④ 1-（3, 4-メチレンジオキシフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類

7. 水質汚濁防止法関連の改正

7-1. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正

政令第147号（平成24年5月23日付官報）により、水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、有害物質（第2条）として3物質が追加、指定物質（第3条の3）として6物質が追加された。また、1,4-ジオキサンを排出する施設が特定施設に追加された。（施行日：平成24年5月25日）

（環境省ホームページ参照 [<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15238>]

- (1) 追加された有害物質（第2条）
 - ① トランス-1,2-ジクロロエチレン
 - ② 塩化ビニルモノマー
 - ③ 1,4-ジオキサン
- (2) 追加された指定物質（第3条の3）
 - ① クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く）
 - ② マンガン及びその化合物
 - ③ 鉄及びその化合物
 - ④ 銅及びその化合物
 - ⑤ 亜鉛及びその化合物
 - ⑥ フェノール類及びその塩類

7-2. 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正

環境省令第14号（平成24年5月23日付官報）により、次の3物質の浄化基準（法第14条の3第1項、地下水浄化措置命令等）が設定された。

（施行日：平成24年5月25日）

（環境省ホームページ参照 [<http://www.env.go.jp/hourei/add/e020.pdf>]

有害物質の種類	浄化基準
1,2-ジクロロエチレン	シス+トランス合計量として0.04 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L

7-3. 水質汚濁防止法の排水基準を定める省令の一部を改正

環境省令第15号（平成24年5月23日付官報）により、1,4-ジオキサンの排水基準が設定された。（施行日：平成24年5月25日）
（環境省ホームページ参照 [\[http://www.env.go.jp/hourei/add/e020.pdf\]](http://www.env.go.jp/hourei/add/e020.pdf)）

有害物質の種類	排水基準
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

7-4. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正

政令第251号（平成24年9月26日付官報）により、水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、次の物質が指定物質（第3条の3）に追加された。
（施行日：平成24年10月1日）

（環境省ホームページ参照 [\[http://www.env.go.jp/hourei/add/e031.pdf\]](http://www.env.go.jp/hourei/add/e031.pdf)）

- ① 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

8. 下水道法関連の改正

8-1. 下水道法施行令の一部を改正

政令第148号（平成24年5月23日付官報）により、下水道法施行令の一部が改正され、第9条の4「特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準」に1,4-ジオキサンが追加された。（施行日：平成24年5月25日）

物質の種類	水質の基準
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

（東京都下水道局ホームページ参照 [\[http://www.gesui.metro.tokyo.jp/oshi/inf0626.htm\]](http://www.gesui.metro.tokyo.jp/oshi/inf0626.htm)）

9. 危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）関連の改正

省令第90号「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令」及び、国土交通省告示第1487号「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示」（平成24年12月27日官報）により、以下の改正がされた。（施行日：平成25年1月1日）

（官報参照 [\[http://kanpou.npb.go.jp/20121227_old/20121227g00281/20121227g002810001f.html\]](http://kanpou.npb.go.jp/20121227_old/20121227g00281/20121227g002810001f.html)）

- (1) 新たな容器（フレキシブルバルクコンテナ）が追加された。
(2) 危険物を収納する容器に求められる表示の要件の改正により、国連番号及び「UN」の文字の高さは、大型容器にあつては12mm以上、フレキシブルバルクコンテナにあつては24mm以上となった。

10. 食品衛生法関連の改正

厚生労働省令第153号（平成24年11月2日付官報）により、食品衛生法第10条の規定に基づき、次の物質が「別表第1」に追加された。

（厚生労働省ホームページ参照 [\[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/121102-1.pdf\]](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/121102-1.pdf)）

- ① リン酸一水素マグネシウム
② trans-2-ペンテナール